

大阪市住吉区役所とPIAZZA株式会社との連携協力に関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）と、PIAZZA株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲、乙が連携・協力し、乙が運営する地域SNS「ピアッツァ」（以下「ピアッツァ」という。）を活用して住民同士のつながりの形成を促進するとともに、地域コミュニティの活性を図り、地域の社会的課題を解決することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携及び協力をする。

- （1）地域コミュニティの活性化に向けた行政・地域情報の発信に関すること
 - （2）住民同士のコミュニティの形成に関すること
 - （3）その他、甲及び乙が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、第2条に定める連携事項を誠実に実行するものとする。

- 2 甲は、ピアッツァを住民へ普及するよう努める。
- 3 甲は、ピアッツァでイベント等の住民向け情報を発信するように努める。
- 4 甲は、甲の有する情報以外のピアッツァの掲載内容及びピアッツァが提供するサービスに一切の責任を負わないものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、第2条に定める連携事項を誠実に実行するものとする。

- 2 乙は、ピアッツァの管理及び運用について責任を負い、ピアッツァを適切に運用するものとする。
- 3 乙は、前項の実施にあたり、掲載した情報の訂正、誹謗中傷及び公序良俗に反するもの等があった場合には、速やかに情報の訂正、削除等の対応をしなければならない。

（報告）

第5条 甲は乙に対し、必要に応じて本協定の実施事項について報告を求めることができる。

（成果物の帰属）

第6条 第2条に定める連携事項の実施により新たに生じた知的財産は、乙に帰属するものとする。ただし、甲及び乙で協議のうえ決定した知的財産については、この限りではない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 甲及び乙は、本協定により生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の終了の意思表示がないときには、さらに1年間更新するものとし、以後もこの例による。

（協定の変更及び解約）

第9条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議のうえ、書面により必要な変更を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令、条例その他の規程又は本協定のいずれかに違反した場合は、本協定を解除することができるものとする。

(経費)

第10条 乙は、本協定に係る経費の全てを負担する。ただし、第2条に定められてない事項については、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

(賠償責任)

第11条 乙は、本協定に定める事項を履行するに当たって、乙の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害について賠償するものとし、これについて甲に求償しない。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た業務上及び技術上その他の秘密情報について、第三者に開示、提供、漏えい又はこの協定に定める以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定の実施により直接又は間接に知り得た個人情報等を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前各号に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(担当部署)

第13条 本協定における甲の担当は大阪市住吉区役所政策推進課とする。

(管轄の合意)

第14条 本協定に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
大阪市
協定締結担当者
住吉区長

平澤 光子

乙 東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番8号 グリンヒルビル5階
PIAZZA株式会社
代表取締役CEO

矢野 晃斗